



月光川

広報第110号

令和元年5月1日発行

発行所 月光川土地改良区

責任者 理事長 石垣敏勝

遊佐町遊佐字京田36番地

☎代72-3131 FAX72-3142

gakkogawa@sanae.or.jp

HP<http://www15.plala.or.jp/gakkogawa/>



～上戸から鳥海山を望む～

平成30年度通常総代会開催 全議案原案通り可決

平成30年度通常総代会が、去る3月15日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。開会に続き石垣理事長からあいさつが述べられ、来賓には時田遊佐町長、庄内みどり農協阿部代表理事組合長、佐藤遊佐町農業委員会会長のご臨席をいただき御祝辞を賜りました。

総代員数39名中36名が出席。議長には第1選挙区の佐藤裕士総代が選出され、提案された承認案件二件、議決案件二十件について慎重な審議が行われ、全議案が原案の通り承認、可決されました。



理事長あいさつ

平成30年度通常総代会のご案内を申し上げます。ご来賓の皆様、総代の皆様は年度末のお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

ご来賓の皆様には、日頃より月光川土地改良区の運営に、ご支援とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。

さて昨年は、春先の田植え作業も低温と強風で心配されましたが、その後回復して順調な生育となりました。しかし、8月に入り渇水状況が続き、揚水機により用水対応を行いました。異常気象によるフェーン現象により白穂被害が発生し、収量の減収や品質低下の年となりました。

まもなく、水田の作付け準備も始まりますが、豊穡の秋を迎えられることを願い取り組んでいきたいと思っております。

今、農業農村整備事業において、農業競争力の強化や安定的な農業経営を図るため、基幹水利施設の保全管理や施設の更新など、管理体制の強化が大変重要となっております。

31年度国の予算は、農業水利施設などの緊急点検を踏まえた防災・減災・国土強靱化のための緊急対策予算や30年度補正予



算を含めると、前年度を上回る6千451億円の予算が、確保される見込みとなっております。当土地改良区の土地改良事業も順調に、進捗できるものと考えております。さらに今後、組合員の要望にこたえるためにも、土地改良区役員として、管内事業の推進はもとより遊佐地区土地改良事業推進協議会とともに、引続き農業農村整備事業予算の確保について、国や県並びに国会議員の先生へ、強く要請したいと思っております。

さて、平津小水力発電所が、昨年8月より順調な発電を行っており、3月末まで当初予算を上回る発電収入の見込みであり、しっかりと事業運営に取り組みで行きたいと考えております。

この発電収入の使途について、国の指導も大幅に変わり色々な制限が定められ、耐用年数を考慮した返済や、維持管理費の軽減を図るため、土地改良施設の電力料への充当、発電機の分解整備のための積立など、国で定められている内容により、将来の発電所にかかる維持管理費を見込んで、予算を計上する内容となっております。

次に、新年度から施行される土地改良法改正に関連する主な内容について、組合員資格交替に係る、農業委員会承認制の廃止や、総代選挙による町の選挙管理委員会管理の廃止、農業用水における利水調整規程の策定など、大きな改正となっております。

平成31年度の主な事業について、杉沢前田地区の農地整備事業が4千200万円の予算で工事着手となり、末端の排水樋門や幹線排水路などの、先行工事

を予定しております。

次に、当山地区でも調査事業が完了し、計画概要について国の審査を受け、関係地権者から100%の同意を得ましたので、31年度新規ほ場整備事業の採択として、県に申請したいと考えております。



議長 佐藤裕士総代

また、大楯地区、畑地区のほ場整備事業の推進と野沢

岩野地区の用排水路の更新などの調査事業も順調に進めておりますので、総代の皆様並びに関係者のご協力をお願い申し上げます。

さらに基幹施設の長寿命化を図るため、維持管理適正化事業により2千320万円の事業費で、月光川右岸調整水槽の内部コンクリート補修工事と、基盤整備促進事業により400万円の工事費で、幹線用水路や揚水機場の整備補修を行う予定となっております。

このように管内施設の老朽化も進んでおり、本年度も補助事業を活用しながら、基幹施設の補修や幹線用水路の整備等予定

しているため、経常賦課金は昨年度と同額の10アール当たり、3千800円の提案でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、過年度未収賦課金について、役員が鋭意、徴収にあたっておりますが、本日提案の不納欠損処分について、前役員から引継いだ案件になりますが、未納した方はすでに亡くなり、その方の親から10年以上も年金から納めていただきました。

親族が財産全てを相続放棄したため、誰も納付する方がいなくなることから、大変不本意ではありますが、不納欠損処分をしなければならぬため提案するものであります。総代の皆様からもご理解をお願い申し上げます。

また、このたび私事ではありますが、庄内地区の土地改良区と市町村で構成する、山形県土地改良事業団体連合会、庄内支部の役員として選任を受け、土地連の運営にも携わることになり、庄内地域の土地改良事業推進のため、努力して行きたいと思っております。

最後に、本総代会の提出案件に、昨年理事2名が退任をいたしましたので、理事補欠選挙に

ついて提案しております。

立候補届出期間内に届出のあった方は2名で、立候補者の数が定数であるため、選挙すべき理事の人数を越えませぬので、選挙は行わないことになりました。

本日の総代会により、新たな理事が選出され、土地改良区運営に携わることになりますが、今後とも業務の合理化や効率化を図りながら、組合員負担の軽減につながるよう、役員員一丸となって、努力して行きたいと思っております。

総代の質問

111万3千689円という不納金額について、どのように処分するのかお聞きしたい。また、理事長のあいさつの中で、



この件について触れられていたようですので、理事長からもご説明をお願いしたいと思います。

(本間好幸総代)

(答弁) 償還する金額は決まっ

しておりますので、この金額分については、組合員さんの方々に賦課をお願いすることになります。

(事務局)

組合員が亡くなり、母親から10年以上も毎月年金から納付して頂いていましたが、その母親も亡くなり遺族も相続放棄をしたことにより、不本意ながら不納欠損処分をしなければならぬとなりました。大変申し訳なく思っております。本改良区として初めての事ですので、苦渋の決断でありました。(石垣理事長)



私達も総代として残念な思いであります。

土地改良区として理事として、不納欠損処分前に何とかしなければならなかったのではないかと私は思います。

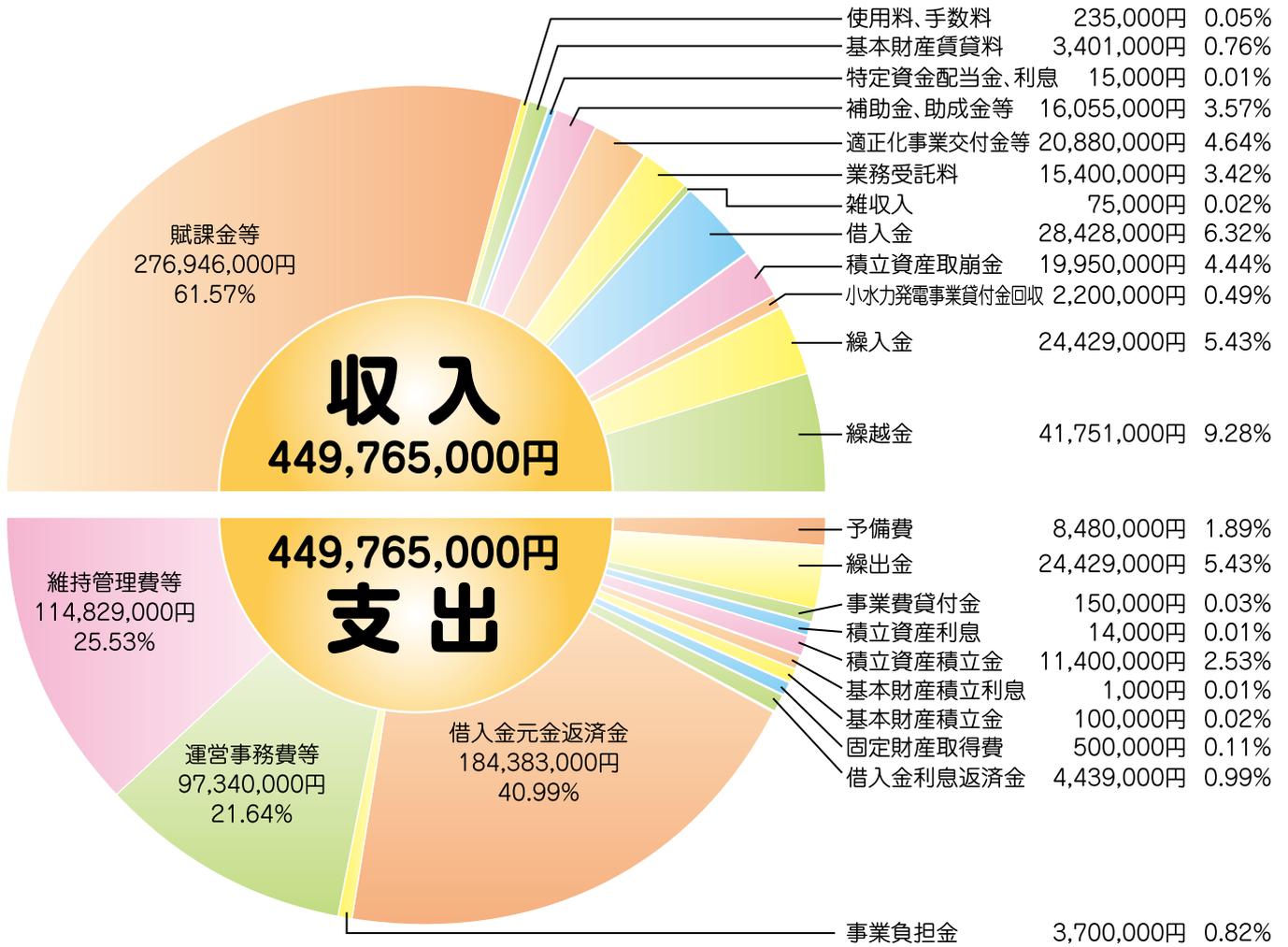
(高橋弘哉総代)

(答弁) 相続放棄という法律に基づいて進められた案件のため、どうしてもできない。これからも説明責任をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。(石垣理事長)

平成31年度(令和元年) 予算の概要

一般会計

平成31年3月15日開催 通常総代会議決



一般会計

(単位：千円)

会計名	収支予算額
一般会計	186,125
県営月光川地区かんがい排水事業	63,172
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	44,474
県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	28,402
県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	49,499
県営月光川下流地区ほ場整備事業	40,952

会計名	収支予算額
県営たら林地区ほ場整備事業	4,932
県営杉沢前田地区ほ場整備事業	5,299
県営当山・畑地区ほ場整備事業	20,596
中山間地区維持管理事業	6,314
計	449,765

特別会計

会計名	収支予算額
小水力発電事業	12,851

令和元年度 一般会計及び特別会計の賦課額

～納期までに納付して下さい～

(単位：円/10a)

会計名	賦課額	内 容		納 期
		事業賦課金	償還金	
経常賦課金	3,800			5月30日(木)
県営月光川地区かんがい排水事業	3,530	1,100	2,430	10月30日(水)
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	7,450	350	7,100	
県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業	9,660	450	9,210	
県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業	8,950	350	8,600	
県営月光川下流地区ほ場整備事業	9,180	330	8,850	
県営たら林地区ほ場整備事業	9,950		9,950	
中山間地区維持管理事業	200	200		

経常賦課金は前年度と同額。

ほ場整備事業区域内の畑は上記賦課額の80%負担。

月光川右岸・上流地区内の字松葉については、上記賦課額の償還金については45%の負担。

月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記賦課額の償還金については33.6%の負担。

事業償還金の一括繰上償還ができます

(単位：円/10a)

事業名	金額
県営月光川地区かんがい排水事業	4,000
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	田 18,800
	畑 15,040
県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業	田 30,220
	畑 24,180
	字松葉 13,600
県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業	田 36,700
	畑 29,360
県営月光川下流地区ほ場整備事業	田 50,340
	畑 40,280
	字うるしそね 16,920
県営たら林地区ほ場整備事業	田 20,800
	畑 16,640

●一括繰上償還ができる事業地区及び

当該年度10a当金額(左表の通り)

各事業ごと1回で全額の償還が基本となります。

●申請期限 令和元年6月21日(金)

●納入期限 令和元年10月11日(金)

●納入方法

土地改良区又は庄内みどり農業協同組合遊佐支店及び吹浦支店金融窓口へ納入して下さい。

※申請書は土地改良区に備え付けてあります。詳しくは月光川土地改良区総務課まで問い合わせください。

(☎72-3131)

令和元年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくことになります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

決済金	維持管理分	未 償 還 金		
		事業会計名	田	畑
		月光川かんがい排水事業	4,000	
38,000 〔経常賦課金の10ヵ年分〕	県営	月光川左岸地区ほ場整備事業	18,800	15,040
		月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	30,220	24,180
		高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	字松葉 13,600	
		36,700	29,360	
		月光川下流地区ほ場整備事業	50,340	40,280
		字うるしそね 16,920		
たら林地区ほ場整備事業	20,800	16,640		

令和元年度 主な事業予定

農地整備事業

杉沢前田	実施設計（県営）
当山	実施設計（県営）
畑	地籍調査
大楯	地籍調査、計画策定
野沢	計画策定
岩野	計画策定



整備が待たれる杉沢前田地区



土地改良施設維持管理適正化事業

右岸水槽内部コンクリート補修

設置以来31年が経過し、水槽内部コンクリートの劣化が進んでいます。今年度は有機系樹脂による内部補修を行い、長寿命化を図ります。

農地耕作条件改善事業

月光川左岸揚水機場整備補修

真空遮断器は、高圧配電設備がある揚水機場で使用され、落雷などで大規模な事故や停電が起こらないように、電気を一時的に遮断し設備を守る役割があります。今年度は月光川左岸揚水機場の更新を行います。



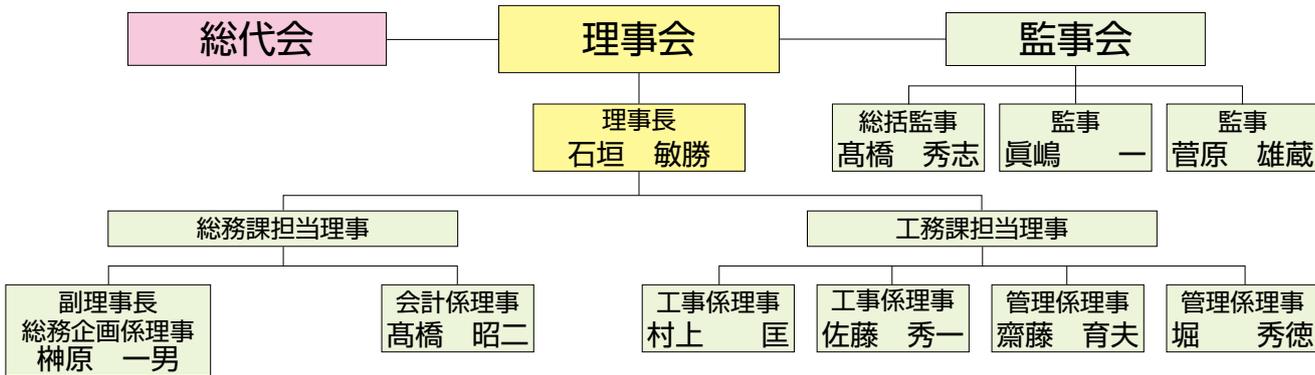
ストックマネジメント事業

水管理システム更新

親局（土地改良区）と子局（頭首工、揚水機場、水槽等）を電話回線で結び操作・監視している水管理システム。設置から27年経過し、屋外盤劣化、部品の製造中止等により更新します。

新執行体制

任期 ~令和3.4.9まで



総務委員会

- 委員長 榊原 一男
 委員 常田 敏郎
 同 本間 正一
 同 今野 主良
 同 齋藤 正宏
 同 土門 光彦
 同 高橋 孝治
 同 高橋 謙力
 同 齋藤 悦郎
 同 小松 正志
 同 高橋 直一
 同 太田 幸弥
 同 佐藤 健悦
 同 菅原 光雄
 同 齋藤 洋

広報委員会

- 委員長 高橋 昭二
 委員 佐藤 裕士
 同 石垣 堅一
 同 齋藤 藤雄
 同 小田 原慶三
 同 金子 雄一
 同 石垣 政幸

事業委員会

- 委員長 村上 匡
 委員 今野 一彦
 同 榊原 藤広
 同 齋藤 誠喜
 同 菅原 賢一
 同 眞嶋 慎一
 同 佐藤 清一
 同 渋谷 富雄
 同 佐々木 睦
 同 佐々木 幸悦
 同 高橋 幸也
 同 本間 好幸
 同 石垣 嘉一
 同 本間 三喜
 同 高橋 逸亮
 同 菅原 義陽
 同 高橋 弘哉
 同 本間 清悦
 同 佐藤 秀一

用排水調整委員会

左岸地区

- 委員長 齋藤 育夫
 委員 榊原 一男
 同 榊原 藤広
 同 佐藤 裕士
 同 常田 敏郎
 同 齋藤 誠喜
 同 菅原 賢一
 同 眞嶋 慎一
 同 石垣 堅一
 同 本間 正一
 同 今野 主良
 同 齋藤 正宏
 同 土門 光彦
 同 高橋 孝喜
 同 管理委員

右岸上流地区

- 委員長 村上 匡
 委員 高橋 力
 同 齋藤 悦郎
 同 齋藤 藤雄
 同 佐々木 睦
 同 佐々木 幸悦
 同 小松 正志
 同 管理委員

下流地区

- 委員長 石垣 敏勝
 委員 高橋 幸也
 同 本間 好幸
 同 高橋 直一
 同 石垣 嘉一
 同 小田 原慶三
 同 太田 幸弥
 同 管理委員

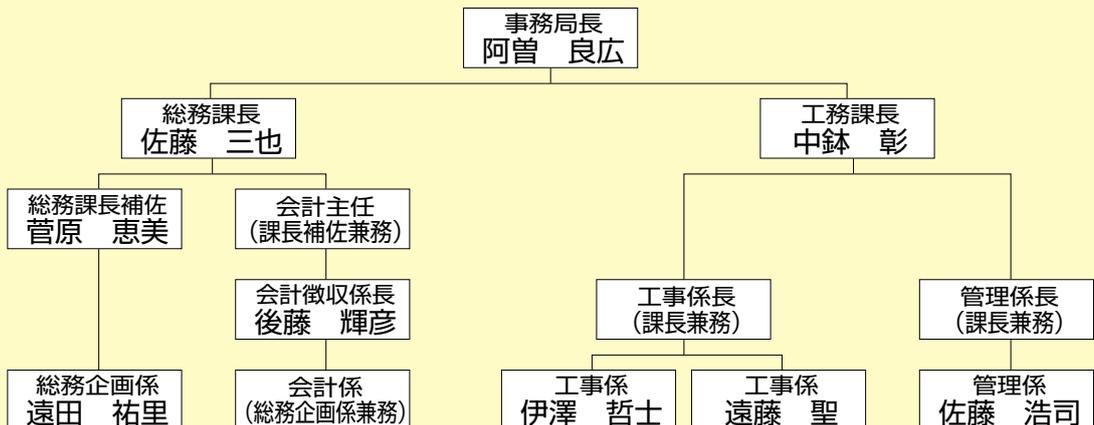
高瀬川洗沢川地区

- 委員長 高橋 昭二
 委員 高橋 逸亮
 同 金子 雄一
 同 菅原 義陽
 同 高橋 弘哉
 同 菅原 光雄
 同 本間 清悦
 同 齊藤 洋
 同 石垣 政幸
 同 佐藤 秀一
 同 管理委員

中山間地区

- 委員長 堀 秀徳
 委員 今野 一彦
 同 今野 謙治
 同 佐藤 清一
 同 渋谷 富雄
 同 佐藤 健悦
 同 本間 三喜
 同 管理委員

事務局



GWの10連休中の 対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、
090-9037-4923
に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理ができない場合は、仮止水を行い、修理完了後に通水させていただきます。

理事補欠選挙



堀 秀徳
(岩野)



佐藤 秀一
(石淵)

通常総代会において、欠員であった理事2名について補欠選挙が行われ、無投票で当選されました。

こんなときは 必ず届出を

次の場合は土地改良区への届け出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - ・農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
 - ・貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
 - ・農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - ・組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 経常賦課金を耕作者が納付するとき。

経常賦課金の耕作者納付を希望される方は、

所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくことになります。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。

(☎72-3131)



滞納賦課金は 新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。

あ と が き

今年の天気は、暖冬かと思いきや、4月に入り農作業が始まってからも雪が降る何ともおかしな年です。

時代も平成から令和に変わり心機一転、稲作も自然の恵みに感謝しながら、昨年の白穂被害のような事が起きないよう、そして秋には皆が笑って収穫作業を終えられるような1年であればと思います。

(広報委員)